

「平成二十一年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、以下のとおり、激甚災害の指定等を行うこととしました。

I 政令の概要

①平成二十一年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の 指定に関する政令

平成21年等に発生した災害について、激甚災害として指定するとともに、これに 適用すべき措置について指定するものです。(別紙1参照)

本政令で指定される激甚災害数及び該当市町村数

10災害 29市町村(延数)

・災害種別ごとの災害数

地滑り 5災害 豪雨、暴風雨 5災害

②平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害につい ての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する 政令

平成21年9月11日に、台風第9号等による災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定したところです。

今回の一部改正は、当該激甚災害について農林水産業共同利用施設災害復旧事業費 の補助の特例等を追加して指定するものです。(別紙2参照)

Ⅱ 関連する適用すべき措置の概要

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章)公共土木施設の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等(以下「負担法等」という。)の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(過去5ヶ年平均 公共土木施設69%→81%)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条) 農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復 旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)に基づく 通常の国庫補助のかさ上げを行う。(過去5ヶ年平均 農地83%→92%)
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条) 農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同 利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げ を行う。(20%→30~90%)
- (4) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条) 被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る 中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引 上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講ずる。
- (5) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(法第 13条) 小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金について、その償還期間を2年 を超えない範囲で延長する。
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事 業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため 発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

平成21年局地激甚災害別の適用措置及び対象区域

	適月	月 拮	置				対 象 区:	域	
局地激甚災害	3,4 条	5 条	24 条	都道府県名	郡名(ふ	いがな)	市町村名	(ふりがな)	
平成20年9月17日から平成21年4月16日までの間の地滑りに よる災害		0	0	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	美郷町	みさとちょう	
平成21年1月30日及び同月31日の豪雨による災害		0	0	富山県			富山市	とやまし	(旧細入村)
		0	0	兵庫県	美方郡	みかたぐん	香美町	かみちょう	
平成21年3月9日から4月17日までの間の地滑りによる災害	0		0	群馬県	甘楽郡	かんらぐん	南牧村	なんもくむら	
平成21年3月13日及び同月14日の豪雨による災害		0	0	和歌山県	有田郡	ありだぐん	有田川町	ありだがわちょう	(旧清水町)
平成21年3月14日から9月2日までの間の地滑りによる災害		0	0	徳島県			三好市	みよしし	
平成21年4月13日から8月18日までの間の地滑りによる災害		0	0	北海道	茅部郡	かやべぐん	鹿部町	しかべちょう	
平成21年6月22日から7月30日までの間の豪雨による災害	0		0	岐阜県			関市	せきし	(旧武儀町)
(梅雨前線)	0		0	和歌山県			新宮市	しんぐうし	(旧熊野川町)
	0		0	島根県	飯石郡	いいしぐん	飯南町	いいなんちょう	
	0		0	島根県	邑智郡	おおちぐん	美郷町	みさとちょう	
平成21年7月29日から11月5日までの間の地滑りによる災害	0		0	和歌山県			田辺市	たなべし	(旧本宮町)
平成21年8月6日及び同月7日の豪雨による災害	0		0	長野県			長野市	ながのし	(旧戸隠村)
平成21年10月6日から同月8日までの間の暴風雨による災害	0		0	岩手県	下閉伊郡	しもへいぐん	普代村	ふだいむら	
(台風第18号)		0	0	宮城県			登米市	とめし	(旧津山町)
		(<u>*</u> 1)	(<u>*</u> 1)	新潟県			糸魚川市	いといがわし	(※1 対象区域を、早期指定していた旧青海町に係る区域から、糸魚川市全域に拡大)
		0	0	静岡県	榛原郡	はいばらぐん	川根本町	かわねほんちょう	
	(**2)	© (*3)	© (*3)	三重県			津市	つし	(※2 旧美杉村) (※3 対象区域を、早期指定していた旧美杉村に係る区域から、旧美里村、旧白山町及び旧美杉村に係る区域に拡大)
		0	0	三重県			松阪市	まつさかし	(旧嬉野町)
		0	0	三重県			名張市	なばりし	
		0	0	三重県			伊賀市	いがし	(旧青山町)
		0	0	三重県	北牟婁郡	きたむろぐん	紀北町	きほくちょう	(旧紀伊長島町)
		0	0	大阪府			河内長野市	かわちながのし	
		(<u>**</u> 4)	(<u>**</u> 4)	奈良県			宇陀市	うだし	(※4 対象地域を、早期指 定していた旧苑田野町に 係る区域から、宇陀市全 域に拡大)
		0	0	奈良県	山辺郡	やまべぐん	山添村	やまぞえむら	
		0	0	奈良県	宇陀郡	うだぐん	曽爾村	そにむら	
		0		奈良県	宇陀郡	うだぐん	御杖村	みつえむら	
		0	0	奈良県	吉野郡	よしのぐん	吉野町	よしのちょう	
	0	0	0	奈良県	吉野郡	よしのぐん	黒滝村	くろたきむら	

「◎」は、早期局激指定済みの市町村。

最右欄に括弧書きで合併前の旧市町村名を記載しているものについては、当該合併前の旧市町村に係る区域が局地激甚災害指定基準を満たしたもの。

〇表中の適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)」における、以下の措置である。

- ・法第3,4条(法第2章)・・・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・法第5条・・・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・法第24条・・・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び 暴風雨による災害(台風第9号)の適用措置及び対象区域

適	用	措	置						
3,4 条	6 条	12,13 条	24 条	都道府県名	郡名(ふ	りがな)	市町村名(ふりがな)		
0			0	京都府			福知山市	ふくちやまし	(旧夜久野町)
	0			兵庫県			朝来市	あさごし	
0			0	兵庫県			宍粟市	しそうし	(旧一宮町) (旧千種町)
© (**)		0	(**)	兵庫県	佐用郡	さようぐん	佐用町	さようちょう	(※ 対象区域を、早期指定 していた旧上月町に係る区 域から、佐用町全域に拡 大)
0			0	岡山県			美作市	みまさかし	(旧大原町) (旧作東町)
0			0	徳島県			美馬市	みまし	(旧木屋平村)
0			0	高知県	高岡郡	たかおかぐん	四万十町	しまんとちょう	(旧十和村)
0			0	高知県	幡多郡	はたぐん	三原村	みはらむら	

^{「◎」}は、早期局激指定済みの市町村。

- 〇最右欄に括弧書きで合併前の旧市町村名を記載しているものについては、当該合併前の旧市町村に係る区域が局地激甚災害指定基準を満たしたもの。
- 〇表中の適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)」における、以下の措置である。
 - ・法第3,4条(法第2章)・・・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ・法第6条・・・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ・法第12条・・・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ・法第13条・・・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ・法第24条・・・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- 〇法第5条の措置は本激指定済み。

政令第二十八号

平成二十一 年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内 閣は、 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和三十七年法律第百五十号) 第二

条第一項及び第二項、第三条第一項、 第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制

定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第一 条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (以 下 法

という。)第二条第一 項の激甚災害として指定し、 当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下 -欄

掲げるとおり指定する。

	に係るもの
項及び第四項に規定する措置	地滑りによる災害で、群馬県甘楽郡南牧村の区域
法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三	平成二十一年三月九日から四月十七日までの間の
適用すべき措置	激 甚 災 害

	平成二十一年一月三十日及び同月三十一日の豪雨
	郡美郷町の区域に係るもの
規定する措置	日までの間の地滑りによる災害で、宮崎県東臼杵
法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに	平成二十年九月十七日から平成二十一年四月十六
	災害で、長野県長野市の区域に係るもの
	平成二十一年八月六日及び同月七日の豪雨による
	に係るもの
	間の地滑りによる災害で、和歌山県田辺市の区域
	平成二十一年七月二十九日から十一月五日までの
	の区域に係るもの
	宮市並びに島根県飯石郡飯南町及び邑智郡美郷町
	間の豪雨による災害で、岐阜県関市、和歌山県新
	平成二十一年六月二十二日から七月三十日までの

風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係
平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴
域に係るもの
の地滑りによる災害で、北海道茅部郡鹿部町の区
平成二十一年四月十三日から八月十八日までの間
も <i>の</i>
地滑りによる災害で、徳島県三好市の区域に係る
平成二十一年三月十四日から九月二日までの間の
るもの
よる災害で、和歌山県有田郡有田川町の区域に係
平成二十一年三月十三日及び同月十四日の豪雨に
美町の区域に係るもの
による災害で、富山県富山市及び兵庫県美方郡香

のとする。	備考	御杖村並びに吉野郡吉野町	良県宇陀市、山辺郡山添村、宇陀郡曽爾村及び	び北牟婁郡紀北町、大阪府河内長野市並びに奈	郡川根本町、三重県松阪市、名張市、伊賀市及 規定する措置	ハ 宮城県登米市、新潟県糸魚川市、静岡県榛原 法第五条及び	る措置	ロ 三重県津市及び奈良県吉野郡黒滝村 法第三条から	項及び第四	イ 岩手県下閉伊郡普代村	るもの
における行政区画によって表示されたも					17 置	及び第二十四条第二項から第四項までに		から第五条まで及び第二十四条に規定す	四項に規定する措置	第四条並びに第二十四条第一項、第三	

平成二十一年六月二十二日から七月三十日までの間の豪雨による災害に係る豪雨とは、 梅 雨前

線によるものをいう。

三 平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十

一年台風第十八号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の 規定により激甚災害として指定される災害は、 都道府県についての激甚災害に対処するため

 \mathcal{O} 特 别 \mathcal{O} 財 政 援 助等に関する法律施 行令 (昭和三十七年政令第四百三号) 第一条第一項及び第四 十三条第

項の 規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、

これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附則

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

1

(平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害についての

2 平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害についての

激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十一年政令第二百六十三号)は、廃

止する。

政令第二十七号

平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並び

にこれに対 し適用すべ き措置 の指定に関する政令 \mathcal{O} 部を改一 正するで 政 令

内 閣 は、 激じた 災害 E 対処するため \mathcal{O} 特 別 \mathcal{O} 財 政 援 助 等 に 関 する法律 昭昭 和三十七年法律第百五十号)

条 第二 項、 第三条 第 項、 第 匝 条第 項 及び 第二十 匹 条第 項 \mathcal{O} 規 定に基づき、 この 政 令を制 定する。

平 成二十一年八月八日から同 月十 日 まで の 間 の豪 雨 及 Ű 暴風 雨 による災害につ V) 7 0) 激甚災害並 び にこ

れ に対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十一年政令第二百四十一号) の一部を次のように改正

する。

第 条 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 下 欄 中 町 村 を 市 町 村 に改 め、 同 欄 1 中 高 知 県 幡多郡三 原 村 を 「京 都 府 福 知 Щ 市

兵 庫 県 宍 粟 市 尚 Щ 県美作 市 徳 島 県美馬市 並 一びに高. 知 県高 尚 郡 兀 万十 町 及び 幡多郡三 一原村」 に改 め、 同

欄に次のように加える。

ハ 兵庫県朝来市 法第六条に規定する措置

附則